

# 消費税の日常業務と会計ソフトの活用

ここ数年の“平成の大改革”的な改正ののち、消費税が「社会保障の主要な財源」と位置付けられてきたことは周知の事実だろう。抜本的な税制改革は近い将来必ずやってくると考えられるし、そうなれば消費税の実務的ウエイトが非常に高まることは想像に難くない。実務的対応に検討・研究をする意味で消費税及びその日常業務に必須な会計ソフトに関するトピックを簡潔ではあるがピックアップしていきたい。

## 1. 消費税の基本的部分

### 1. 課税事業者（納税義務者）

消費税の納税義務者は事業者である法人（すなわち会社）と個人事業者である。一般的に法人は決算により法人税等を、個人事業者は確定申告により所得税を納めるが、消費税には免税事業者というものがある。免税事業者以外が消費税の課税事業者といい納税義務者として申告及び納税をするという考え方になる。

#### ・課税売上高1000万円超

基準期間の課税売上高が1000万円を超えた法人と個人事業者に申告納税義務が発生する。基準期間とは法人は前々事業年度、個人事業者は前々年をいう。

#### ・現在は免税事業者の場合

従来から免税事業者の法人であって、今期・平成20年3月期の売上高が1000万円を超えるならば翌々事業年度・平成22年3月期は消費税の課税事業者になる。

平成22年5月には消費税の申告・納税義務が発生するので大よそでよいからシミュレーションも必要になろう。いまの時期に課税売上や仕入税額控除の対象を今一度洗い出して確認検討する必要がある。

#### ・課税売上高1000万円以下でも課税事業者になるケース

例外的であるが課税売上高以外の条件で消費税の課税事業者になるケースがある。

- ①資本金1000万円以上の新設法人の1,2期目の事業年度
  - ②課税事業者を選択し「消費税課税事業者選択届出書」を提出した事業者
- とくに①は会社設立第1期目から消費税の申告納税義務が発生するので会計ソフトを活用し期中から継続的に税額の見積りを心がけたい。

### 2. 消費税の原則理論と簡易課税

納税義務者は事業者である法人（すなわち会社）と個人事業者であるが消費税の納税額はどのように計算されるかを知ることが次の段階である。

法人税、所得税などの利益（所得）に課税される直接税と異なり、消費税は税が課税事業者間に転嫁していくため間接税といわれる。そのため計算方法も利益に課税する法人税等とは明らかに異なるわけである。

#### ・消費税の原則理論

消費税の課税の対象は「国内において事業者が行う資

産の譲渡等」（事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供）とされている。

一般的な国内の法人では以下の4条件を満たす取引が消費税の課税の対象になる。

①国内において②事業者が事業として③対価を得て④資産の譲渡、資産の貸付または役務の提供がなされていること。

これらの条件を満たさない取引を「不課税（課税対象外）」取引という。

また条件を満たしていても課税することに“なじまない”ものや社会政策的配慮から課税しないことにする取引もある。これを「非課税」取引という。理論的には消費税の納税額は以下のように計算される。実務的には原則課税、一般課税などといわれている。

#### 課税標準額に対する消費税額－課税仕入等の税額＝消費税の納税額

（一般的には課税標準額は売上高、課税仕入は仕入高、経費等である）

実額計算による計算方法と呼ばれ原則的な計算方法である。

#### ・簡易課税制度

実際の課税仕入等の税額による計算方法にかえて、課税標準額のみから消費税の納税額を計算する方法を選択することができる。これを簡易課税制度という。

ただし条件があり基準期間の課税売上高が5000万円以下の事業者で、事前に簡易課税制度の適用を受ける旨届出書を提出している場合に限られる。

簡易課税制度による消費税の納税額は以下のように計算される。

#### 課税標準額に対する消費税額－課税標準額に対する消費税額×みなし仕入率＝消費税の納税額

みなし仕入率とは業種により第1種事業から第5種事業までに区分されている。

第1種事業	卸売業	90%
第2種事業	小売業	80%
第3種事業	製造業等	70%
第4種事業	その他 (1, 2, 3, 5種以外)	60%
第5種事業	サービス業等	50%

複数の事業を行っている場合には計算はさらに複雑になるがPCA会計ソフトでは誤りなく計算されるよう設定することができる。

・簡易課税適用の判断

この制度は基準期間の課税売上高が5000万円以下の事業者が、事前に簡易課税制度の適用を受ける旨届出書を提出している場合に限られる。したがって選択するにあたっては十分注意が必要であり、一度選択した場合には原則として2年間適用したあとでなければ廃止することはできない。

計算方法として実際とは関係なく画一的に課税仕入等の税額を計算するので、選択するにあたっては事業の内容を十分検討し、みなし仕入率で計算した予測値と原則的方法での予測値との消費税額の比較予測が必要である。

3. 申告納税と経理実務

課税事業者（納税義務者）の内容と消費税の納税の計算方法をみてきたが、実務的には申告・納税が終了すると翌課税期間の申告に対して中間申告が控えている。法人税等では、中間申告は半期に一度だけであるが、消費税は最大中間申告の回数は11回である。

・確定申告と中間申告

決算時での確定申告書の提出であるが、原則、法人（会社）は事業年度末の翌日から2ヶ月以内である。いわゆる“期限延長”（法人税法に定める申告期限の延長制度）の適用は消費税の申告・納税にはないので注意したいところである。また、個人事業者の期限は翌年3月31日である。（3月15日ではない）そして次にくるものが中間申告である。基本的に4つのパターンになる。

直前の年間確定消費税額 (地方消費税含)	中間申告の回数
60万円以下	中間申告不要
60万円超500万円以下	年1回
500万円超6000万円以下	年3回
6000万円超	年11回

・中間申告の方法

中間申告の方法には2つの方法がある。上記に説明したものが、「前年実績による中間申告」であり、もう1つの方法が「仮決算に基づく中間申告」である。具体的に前者は税務署から申告書と納付書が送付されてくる。後者は中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算をおこない申告するものである。（ただし計算結果として控除不足が生じて残額がマイナスでも還付にはならない。）翌期の業績が下降したときは「仮決算に基づく中間申告」で対応するケースも実務的に多いようだ。

・税抜経理方式と税込経理方式

日常業務を担当される実務家の方にはすでにご存知のことと思われるが、経理処理として「税抜経理方式」と「税込経理方式」が任意で選択可能である。代表的な相違点として

- ・「税抜経理方式」：法人税（所得税）の所得金額に影響しないが税抜き計算の手数がかかる
- ・「税込経理方式」：法人税（所得税）の所得金額に影響を与えるが税抜き計算の手数が省ける

PCA 会計ソフトではどちらの方法を選択しても簡単な設定で、初心者でも十分対応可能である。

II. 個別の日常業務のポイント  
(一般的な国内法人を想定、税抜経理方式採用)

基本的で一般的な取引について例示してみたい。仕訳方法を例示するがごく標準的な仕訳パターンである。

・売上～税抜き本体価格30万円で商品を掛売りした。

売掛金	315,000	売上	300,000
		仮受消費税等	15,000

甚だ基本的で恐縮だが、売掛金は消費税を含んだ金額で計上する。売上よりも売掛金についてよく質問されるケースである。

・仕入～課税事業者になった期の期首棚卸高

期首商品	600,000	期首商品	630,000
仮払消費税等	30,000		

あらたに免税事業者から課税事業者になった場合、期首在庫棚卸資産について仮払消費税等を計上できる。

・交際費、福利厚生費～不課税になる慶弔関係

福利厚生費	10,000	現金	10,000
-------	--------	----	--------

金銭支給の慶弔費は消費税の課税対象ではないので、仮払消費税等の計上は行わない。

・修繕費～車検の費用

修繕費	40,000	現金	92,000
仮払消費税等	2,000		
租税公課	30,000		
保険料	20,000		

車検は課税・不課税・非課税の混合取引である。車検費用そのものは定期点検費用なので修繕費で消費税の課税対象になる。自動車重量税は租税公課で不課税、自賠責保険料は非課税となる。

・地代家賃～会社が賃貸事務所に入居のケース

繰延資産	400万円	現金	662万円
家賃	40万円		
仮払消費税等	22万円		
差入保証金	200万円		

権利金（繰延資産）400万円と家賃40万円は消費税の課税対象になる。契約終了時に返還される保証金は不課税となる。これも実務的に多い混合取引である。

・固定資産～売却損が発生

現金	42万円	機械装置	50万円
固定資産売却損	50万円	固定資産売却損	40万円
		仮受消費税等	2万円

取得価額100万円、減価償却累計額50万円の機械装置を税込42万円で売却した。減価償却累計額については直接法で処理しているケースである。消費税の課税対象は売却価額であるので本体価格（40万円）と消費税額（2万円）を正確に把握する。

### Ⅲ. 『PCA 会計 8』での日常業務と決算時申告書作成

#### 1. 課税区分の判断と入力作業

日常業務においては日々のルーチンワークとしての入力作業がメインとなるが消費税の観点からは課税区分の適切な判断が必要になる。

また、日常もしくは月次単位で反復的に繰り返される取引については前準備の登録項目を大いに活用し時間のロスを避けるよう努めたい。

##### ・前準備

基本情報の登録：消費税情報で会社としての消費税設定をおこなう。

科目名・期首残高：勘定科目ごとの税区分設定を確認する。

摘要文の登録と自動仕訳の登録：日常反復的な取引を登録しておく。

##### ・データ入力

振替伝票入力：前準備であらかじめ設定された税区分で無理なく入力が可能になる。

課税、非課税、不課税の変更も可能である。

#### ●●● 税区分入力欄



##### ・合計残高試算表

[設定] → [条件指示] 画面にて税込出力も可能である。  
(消費税自動計算で入力されている場合)

#### 2. 消費税申告書出力

##### ・消費税明細書と消費税集計書の活用

消費税明細書は税区分ごと勘定科目ごとに、仕訳ごとの税区分確認が可能である。

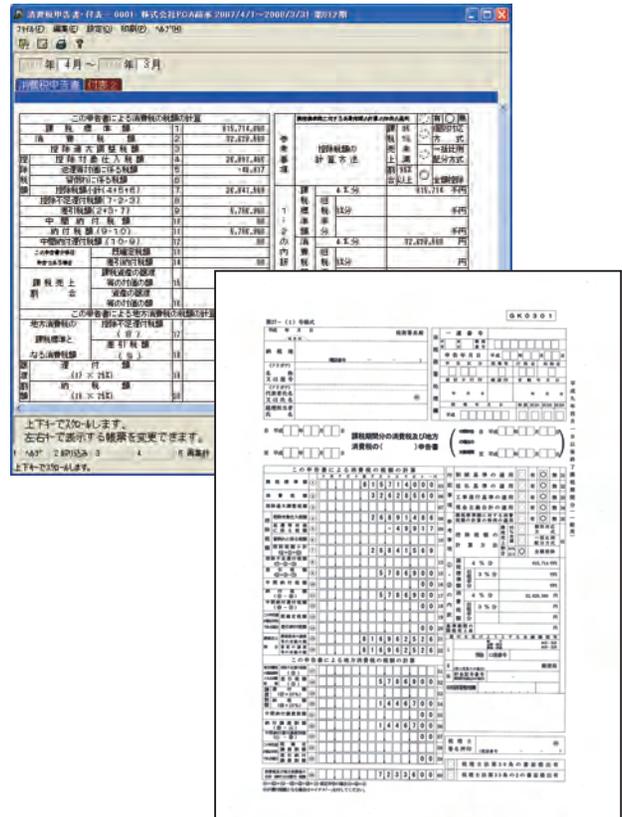
また消費税集計表は税区分ごとに勘定科目別のトータル金額での確認が可能である。

これらは決算時に仕訳処理そのものや課税区分を精査すべきツールとなる。

##### ・消費税申告書

消費税申告書ならびに付表も自動作成される。KSK 準拠の OCR 用紙への印刷ができるのでそのまま税務署に提出可能である。

#### 《消費税申告書・付表》



### Ⅳ. さいごに

平成 21 年の基礎年金国庫負担割合の財源問題をはじめとして社会保障財源の充実は“消費税”を主要財源として位置付ける考え方で明確に示されている。

このような情勢の中で消費税の実務的ウエートが近い将来非常に高まることは容易に想像される。そのような状況下で本年平成 20 年は消費税と会計ソフトを中心とした日常業務の検討・研究をするよい準備期間であるとも考えられよう。

簡潔ではあったがピックアップしたトピックが賢明な読者諸氏の日常業務の助けになれば幸いです。



税理士

にっさと よういろう  
**新里 洋一郎**

新里会計事務所  
nissato.com

昭和 33 年 東京都生まれ  
昭和 57 年 早稲田大学商学部卒業  
一般企業、会計事務所勤務を経て  
平成 5 年 独立開業 現在に至る  
東京税理士会芝支部所属  
ホームページ <http://nissato.com>

(コメント)  
新規導入者に PCA 会計の操作方法を教えるのが楽しみ。  
趣味は旅行、ここ数年は電子マネー、エアラインマイルなどに研究熱心。